医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定更新について

令和8年度第4回地域医療対策協議会資料２

- 令和６年４月１日から、勤務医にも①時間外・休日労働の上限規制が適用される（年960時間）とともに、②勤務医の健康を確保するためのルールが導入されました。
- 地域医療の確保や研修などの理由からやむを得ず、これを超えて労働を行わせる場合は、その理由に応じて、県から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要があり、指定を受けた医療機関については、年1,860時間が時間外・休日労働時間の上限となります。
- 宮城県では令和６年４月～令和９年３月末の３年の期間で、１１医療機関を指定しています。
- 水準の指定は、３年ごとにその更新を受けなければ期間の経過によって効力を失うため、引き続き水準の指定を継続する場合は、県へ令和８年度中に更新申請が必要です。（③指定更新手続きの流れ）
- 以下、申請を受理した④県内の特定労務管理対象機関の指定更新についてご意見賜り、ご承知いただきたく存じます。

① 時間外労働の上限規制

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（指定取得は不要）	960時間
特定労務管理対象機関	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間となるため	通算で1,860時間 （各院で960時間）
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。
※一つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

新規指定時の水準及び対象診療科等・更新予定医療機関

令和5年度中に以下の医療機関から申請を受理し、令和６年３月15日付けで全１１医療機関を指定している。
令和８年９月末時点において、**全１１医療機関が指定更新に向けて医療機関勤務環境評価センター（資料４ページで説明）を受審済み。**
このうち坂総合病院より、更新申請書類受付済み（要件への適用状況については資料９～10ページで説明）。

医療機関名	指定申請水準			指定対象診療科・医師
東北大学病院	B	連携B		全医師
宮城県立こども病院	B			新生児科、腎臓内科、循環器科、集中治療科
仙台医療センター	B		C-1	脳神経外科、泌尿器科、救急科、脳神経内科、臨床研修医
東北医科薬科大学病院	B	連携B		皮膚科、救急科、循環器内科、消化器外科、消化器内科
仙台赤十字病院	B			整形外科、新生児科
仙台市立病院	B			消化器内科、循環器内科、心臓血管外科、泌尿器科
仙台徳洲会病院	B		C-1	外科、循環器内科、臨床・専門研修医
石巻赤十字病院	B		C-1	糖尿病内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、救急科、放射線診断科、臨床・専門研修医
坂総合病院	B		C-1	外科、呼吸器科、専門研修医
気仙沼市立病院	B		C-1	医長、副医長、医員、臨床研修医
大崎市民病院	B		C-1	小児科、産科・婦人科、消化器内科、臨床研修医

令和８年７月17日
更新申請書類提出

② 健康確保のためのルール

- 十分な睡眠が取れずに連続して勤務する時間が長くなると、疲労が蓄積し、注意力の低下などによる医療ミスのリスクも高まります。
- そのため、**１か月の時間外・休日労働が１００時間以上となることが見込まれる場合は、面接指導を行う必要があります。**
- また、勤務医が確実に休息を取ることができるよう、**退勤から翌日の出勤までに原則９時間を空けるルール（勤務間インターバル制度）が始まりました。**

医療機関に求められる取組	検査項目	対象	備考
面接指導の実施	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対して、面接指導が実施されていること	全医療機関	未履行が確認された場合、立入検査を通じて指導を行うことと合わせて、支援を必要とする医療機関に対する県等による支援が求められます。（改善の取組が十分になされない場合、県による改善命令や特例水準指定の取り消し措置あり）
	面接指導実施後、必要に応じて、労働時間短縮、宿直回数の減少その他の適切な措置を講じていること		
	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間短縮のために必要な措置を講じていること		
勤務間インターバル・代償休息の確保	特定労務管理対象機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超となることが見込まれる医師に対し、休息若しくは代償休息が確保されていること	B・連携B・C-1・C-2水準の医療機関	

③ 指定更新手続きの流れ

B、連携B、C-1・C-2（以下Cという。）水準の指定取得（更新含む）を予定している医療機関は、事前に評価センターの評価を受ける必要があります。

評価センターとは

- Ｂ・連携Ｂ・Ｃ水準の指定（更新）を受ける医療機関は、令和６年度以降も年1,860時間までの時間外・休日労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する労務管理・健康確保を着実に行える体制が整っていることが必要です。
- このため、Ｂ・連携Ｂ・Ｃ水準の指定取得（更新含む）を予定している医療機関の労務管理・健康確保の体制を確認・評価する団体として、**医療機関勤務環境評価センター**が設立されました。運営は、医療法の規定に基づき、公益社団法人日本医師会が行っています。

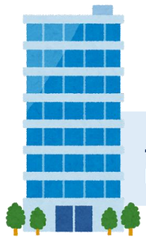
評価の流れ

① Ｂ・連携Ｂ・Ｃ水準の指定（更新）を予定している医療機関は、評価センターに必要書類を提出し、評価を受けます。



医療機関

② 評価センターは、評価結果を医療機関と県に通知します。
※書類の提出から評価通知まで最低４か月かかるとされています。



評価センター

③ 医療機関は評価結果を受け取った後、県に指定（更新）申請を行います。



都道府県

④ 申請を受けた県は、評価センターから受け取った評価結果を踏まえ、医療機関の指定（更新）の判断を行います。
※指定（更新）に当たってはあらかじめ医療審議会等に意見を聞くこととされています。

⑤ 指定（更新）にあたって、**地域医療対策協議会**と**医療審議会**に意見を伺います。

⑥ 意見を踏まえ**医療機関を指定（更新）**します。**指定（更新）した旨を医療機関へ通知し、県HPにて公示**します。

④ 宮城県における特定労務管理対象機関の指定更新

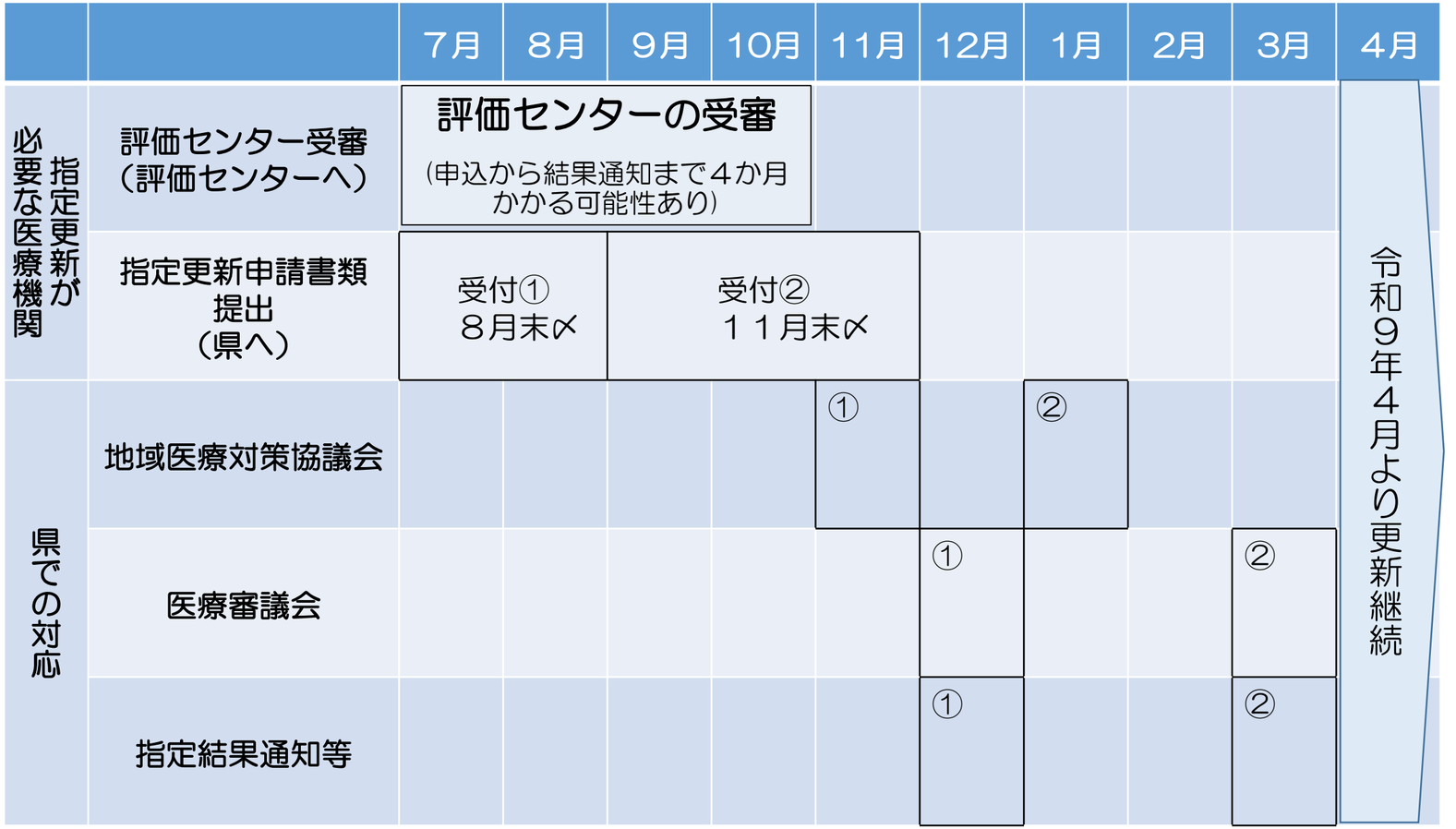
(1) 医療審議会、地域医療対策協議会

- 県の指定更新に当たっては、医療審議会及び地域医療対策協議会において、ご意見をいただきます。

	地域医療対策協議会	医療審議会（全体会）
諮り方	地域医療提供体制維持の観点で意見を伺うもの	地対協における意見を踏まえ指定（更新）の全般的事項について意見を伺うもの
根拠法	医療法第106条	医療法第113条第５項
第１回指定更新	R8.11月（WEB）	R8.12月（書面予定）
第２回指定更新	R9.1月（WEB予定）	R9.3月（WEB予定）

(2) 指定更新にかかるスケジュール

- 指定更新予定医療機関数は11医療機関。
- R8.8月末まで申請受付分は11月の地対協、12月の審議会で意見を頂戴し12月に指定結果通知予定
- R8.11月末まで申請受付分は1月の地対協、3月の審議会で意見を頂戴し3月に指定結果通知予定
- R8年度の受付以降の詳細日程及びR9年度以降のスケジュールについては調整中。



※地域医療対策協議会及び医療審議会の開催時期は現時点での想定であり、変更となる可能性があります　（取扱注意）。

(3) 指定更新にあたっての要件

	要件	確認項目	確認書類
B水準	次頁要件に該当する医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	• 次頁要件に該当するか。 • 時短計画案において当該業務の時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。	左記を証する書類（救急医療機関やがん診療の拠点医療機関であることを証明する書類等）
連携B水準	医師の派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められること。	• 医師の派遣があるか。 • 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。	左記を証する書類 （派遣先医療機関が発行する辞令、医師に対する副業・兼業許可書等）
C-1 水準	医師法第16条の２及び11において定める臨床研修等のために医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	• 医師法第16条の２及び11において定める研修があるか。 • 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。	臨床研修プログラム、専門研修プログラム
C-2 水準	医療法第120条において定める特定高度技能研修のために医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えて従事させる必要があると認められること。	• 医療法第120条において定める研修があるか。 • 時短計画案において当該業務が時間外等が960時間を超えると見込まれると分かるか。	審査組織に申請した医療機関申請書、審査結果通知書
全水準共通	勤務医その他関係者の意見を聴いて作成されているか。		時短計画案
	勤務医の労働時間の状況、長時間労働となっている医師の労働時間短縮に係る目標、勤務医の労務管理及び健康管理に関する事項、その他長時間労働となっている医師の労働時間短縮に係る事項が書いてあるか。		
	評価センターによって追加的健康確保措置の実施体制の整備が行われている、と評価されているか。（または申請時点で整備が行われていることが確認できるか。）		評価結果報告書
	労働に関する法律に基づく処分等を受けたことが無いか。		誓約書、労働局照会結果

B水準指定更新の要件（詳細）

B水準指定更新の対象となる業務（医療法113条等）		法に明示されている要件	指定更新に際して県で確認する要件
１号 救急医療	①三次救急医療機関	救命救急センター	左記に該当するかを確認します。
	②二次救急医療機関	「救急告示医療機関又は病院群輪番制に参加する医療機関」 かつ「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上」 かつ「がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神・救急・災害・感染症・へき地・周産期・小児・その他知事が特に必要と認める医療の事業の確保について重要な役割を担う医療機関」	左記のうち、「がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神・救急・災害・感染症・へき地・周産期・小児・その他知事が特に必要と認める医療の事業の確保について重要な役割を担う医療機関」については、 宮城県地域医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関かを確認します。
２号 居宅等における医療	在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関		左記については、「機能強化型在宅療養支援病院」及び「機能強化型在宅療養診療所」（単独型・連携型）かを確認します。
３号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所		左記については、 宮城県地域医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関その他地域における医療の確保のために知事が特に必要と認める医療機関かを確認します。

医療勤務環境評価センターの評価結果（評価の考え方）について

カテゴリー		1	2-1	2-2	3	全体評価（評価結果が出されるのは上から４つ）	
評価内容		労働関係法令及び医療法に規定された事項	１以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況【評価時点における取組状況】	１以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況【今後の取組予定】	労働時間の実績(※1)		
項目数	新規評価時 全76	必須18項目	52項目		6項目		
項目数	次回(更新)評価時 全88	必須24項目	54項目		必須4項目 ほか6項目		
実施状況		必須項目全てを満たしている。	十分に実施している	十分に実施している	改善している	①	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
					改善していない	②	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
			改善の必要あり	十分に実施している	－	③	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善が必要であるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
			改善の必要あり	見直しの必要あり	－	④	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
		満たさない項目がある。	－	－	満たさない項目がある。(※2)		評価保留

- **特定労務管理対象機関の指定更新を受ける医療機関は、**指定更新後、年1,860時間までの時間外・休日労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する**労務管理・健康確保を着実に行える体制が整っていることが必要**です。
- 必須項目をすべて満たした医療機関に対し、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況、労働時間の実績を踏まえて下記の全体評価が実施されます。

※1　特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が９６０時間を超えた医師数等の実績を基本として検討されます。

※2　次回(更新)評価時、必須４項目のうち満たさない項目がある場合は、評価保留となります。

※　本表は評価センター及び厚労省の資料から宮城県で整理したものです。

県内の特定労務管理対象機関の指定更新申請状況

- 第1期申請期限8月末までに、坂総合病院から以下のとおり更新申請を受理し、**指定更新に係る要件（次頁詳細）に合致することを確認**しました。
- その他10医療機関へは、第2期申請期限11月末までに申請するよう都度案内、周知を行っております。

医療機関名	指定更新申請水準			評価センターの評価結果	指定更新対象診療科・医師
坂総合病院	B			①	外科、呼吸器科
東北大学病院					
宮城県立こども病院					
仙台医療センター					
東北医科薬科大学病院					
仙台赤十字病院					
仙台市立病院					
仙台徳洲会病院					
石巻赤十字病院					
気仙沼市立病院					
大崎市民病院					

県内の特定労務管理対象機関の指定更新に係る要件

※C-2水準の指定・更新予定はないため掲載割愛

	各水準共通				B水準	連携B	C-1
要件内容	(1) (1)-1 時短計画書案が、当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (1)-2 時短計画書案に、勤務医の労働時間の状況や労働時間短縮の目標、勤務医の労務管理と健康管理に関する事項が書かれていること	(2) 面接指導と休息時間の確保が行える体制が整備されていること	(3) 労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	(4) 各水準の指定（更新）に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が１年について９６０時間を超える必要があると認められること	●三次救急医療機関（救命救急センター）であること ●二次救急医療機関であって救急車1000台以上受入等しており医療計画において各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関であること ●機能強化型在宅療養支援病院か機能強化型在宅療養診療所（単独型・連携型）であること ●医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関その他地域における医療の確保のために知事が特に必要と認める医療機関であること ※●のいずれかを満たすこと	医師の派遣があること	臨床研修または専門研修があること
根拠条文 （医療法） 条-項-号	(1)-1 113-3-1 (1)-2 113-3-1（施行規則82）	113-3-2	113-3-3	113-1 118-1 119-1	113-1-1～3	118-1	119-1
確認書類	時短計画書案 （策定プロセス等）	評価結果報告書 （個別項目評価結果4・31）	誓約書 労働局照会結果	時短計画書案 （労働時間数欄） 申立書　等	各種指定・承認通知等 第８次宮城県地域医療計画	指定（更新）申請書別紙様式 （派遣先医療機関一覧） 医師派遣依頼書等	臨床研修プログラム 専門研修プログラム